



八経保第 1020 号  
平成 29 年 3 月 31 日

八尾市環境審議会  
会長 翁長 博 様

八尾市長 田中 誠太



八尾市公害防止条例等の見直しについて（諮問）

標記の件について、八尾市民の環境を守る基本条例（平成 8 年八尾市条例第 16 号）第 23 条第 1 項及び八尾市環境審議会規則（昭和 52 年八尾市規則第 35 号）第 2 条第 3 号の規定に基づき、諮問します。

別紙の諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いします。

## 諮 問 趣 旨

八尾市公害防止条例（昭和54年条例第17号。以下「市条例」という。）は、当時の公害関係法令や大阪府の関係条例で定められている基準を厳守することを基本にしながらも、規制のみにとどまらず、公害に対する未然防止を図り、市民の健康と良好な生活環境を確保することを目的に昭和54年に制定し、翌55年4月1日に施行しています。

市条例は施行後30年以上が経過し、この間、特定工場等の許可制度やカラオケ規制など、その運用により、一定の成果を上げてきたところです。

また、市条例の施行後、公害関係法令及び大阪府の関係条例が整備され、それらの法令に基づく事務の移譲を受けるとともに、来たる平成30年4月1日をもって中核市への移行を予定しており、公害関係法令に基づく大部分の事務について、本市が規制権限を有することとなります。

これまでの公害関係法令等に基づく規制や、事業者、市民の自主的な取り組み等による大気汚染、水質汚濁などの市域の環境の改善、近年の産業型公害から都市生活型公害への変遷、さらに地球温暖化をはじめとする地球環境問題などを踏まえ、規制の対象や規制基準等のあり方、自主的な環境保全活動の推進等について検討すべき時期に至っていると考えています。

以上を鑑み、公害関係法令及び大阪府の関係条例に基づく規制制度と市条例に基づく規制制度との関係を整理し、本市の他の条例との整合を図るとともに、地球環境問題などの新たな問題への対応も視野に入れ、市民、事業者、行政のパートナーシップによる公害発生の未然防止や地球温暖化対策の推進など、現在の本市の状況に即した内容とするため、市条例の見直しについて貴審議会の意見を求めるものです。

